

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

2026年(令和8年)6月16日

釧路市長 鶴間 秀典

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

災害時利用可能な業務用ノートパソコン（eSIM対応）賃貸借

(2) 業務概要

災害時利用可能な業務用ノートパソコン（eSIM対応）賃貸借実施要領及び災害時利用可能な業務用ノートパソコン（eSIM対応）賃貸借仕様書（以下「本仕様書」という）のとおり

(3) 賃貸借期間

2026年(令和8年)9月1日から2031年(令和13年)8月31日まで

(4) 賃貸借契約に係る提案上限額

3,710,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている市内事業者であり、事務用機器または事務用機器リース・レンタルを主要品目として登録する者であること。
- (2) 公告の日から特定結果の通知の日までの間において、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（平成25年4月1日決裁）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

(5) 国税、都道府県税及び市町村税について、未納がないこと。

(6) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

3 担当部署

釧路市総務部情報システム課 DX 推進係 担当：西館・合田

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

電話番号：0154-68-5983

E-mail：jo-dxsuishin@city.kushiro.lg.jp

4 参加表明書の提出

(1) 作成及び提出方法

公募型プロポーザル方式に参加する意思のある者は、以下に記載の必要書類の提出を行うこと。

ア 提出書類

参加表明書（様式1）

イ 提出期間

2026年（令和8年）6月16日（火）から2026年（令和8年）6月29日（月）
17時まで

ウ 提出方法

PDF形式にて電子メールにより提出すること。なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。

エ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、釧路市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(4) その他

ア 参加表明書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書は、返却しない。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参考見積書

災害時利用可能な業務用ノートパソコン（eSIM 対応）の賃貸借期間（2026年（令和8年）9月1日から2031年（令和13年）8月31日まで、計60か月）に係る全ての経費を明示し、賃貸借に係る総額及び月額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を示すこと。

なお、初期費用及びネットワーク全体（モバイル閉域網等）に係る費用は、原則として参考見積書に含めず、企画提案書に記載すること。ただし、賃貸借料と分離することが困難な場合は、その旨を明記したうえで参考見積書に含めて記載することとし、この場合、企画提案書のネットワークに係る費用は当該分を除いて記載することができる。

イ 企画提案書

(ア) 表紙、目次、提案内容の構成とすること。

(イ) 提案内容については本仕様書の内容を網羅するとともに、下記の項目を含めて作成すること。

(ウ) 下記の項目の順に記載すること。

- ① 共通事項（業務実施方針、実施体制、実施工程）
- ② 業務環境全体構成（本仕様書の端末、端末から庁内までのネットワーク全体構成等）
- ③ モバイル閉域網の方式、接続性、セキュア接続の考え方
- ④ サポート保守、連携体制
- ⑤ 費用に関する事項（初期費用、本仕様書の端末費用、端末から庁内までのネットワーク全体構成の費用について、それぞれの区分を明示した5年間総額、内訳）
- ⑥ 将来性、業務継続性（本格導入に向けた拡張性）
- ⑦ 推奨要件への対応、追加提案、アピールポイント

(2) 提出書類

2026年（令和8年）7月2日（木）から2026年（令和8年）7月13日（月）17時まで

(3) 提出方法

PDF 形式にて電子メールにより提出すること。なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。

(4) 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

6 プレゼンテーション審査の実施

(1) 提出された企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時、方法等は別途通知する。

(2) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案書等は無効とする。

(3) その他

ア 企画提案書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

7 最優秀提案者の選定方法

本件における審査は、「災害時利用可能な業務用ノートパソコン（eSIM 対応）賃貸借プロポーザル審査委員会」を設置し、あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等を公正に審査し最優秀提案者を選定する。

審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に2026年(令和8年)7月23日(木)に電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

最終的な評価結果は、最優秀提案者名及びその採点結果を釧路市ホームページにて公表する。

8 契約手続

市長は、上記「7 最優秀提案者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該業務の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）の規定により、この者と契約手続を行う。

9 契約書作成の要否

要

※ 本告示についての問い合わせ先

釧路市総務部情報システム課 DX 推進係 担当：西館・合田

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

電話番号：0154-68-5983

E-mail：jo-dxsuishin@city.kushiro.lg.jp